

1 0 年 保 存
機 密 性 2
平成 26 年 1 月 24 日から 平成 36 年 1 月 23 日まで

基 発 0 1 2 4 第 2 号
平成 26 年 1 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について」
の一部改正について

自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等については、平成 11 年 4 月 1 日付け基発第 191 号「自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について」（以下「191 号通達」という。）に基づき実施してきたところである。

今般、累進歩合制度の廃止に係る指導について、平成 26 年 1 月 24 日付け基発 0124 第 1 号「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の附帯決議を踏まえた累進歩合制度の廃止に係る指導等の徹底について」の記の 2 によることとしたので、191 号通達を下記のとおり改正し、平成 26 年 1 月 27 日から運用することとする。

記

1 記の 5 の (3) を以下のとおり改正する。

「(3) 93 号通達の記の第 3 の基準に適合していない事案については、その改善に指導票を交付すること。ただし、累進歩合制度が採用されている場合の指導については、平成 26 年 1 月 24 日付け基発 0124 第 1 号「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別

措置法等の一部を改正する法律の附帯決議を踏まえた累進歩合制度の廃止に係る指導等の徹底について」の記の2によること。」

- 2 別紙「改善基準告示違反等に関する是正勧告書及び指導票の記載例」のⅢの例を以下のとおり改正する。

「〔例〕歩合給制度が採用されている場合で、労働時間に応じ、固定的給与と併せて通常の賃金の6割以上の賃金が保障されるよう保障給が定められていない場合（93号通達の記の第3の1の(2)のイ関係）

- 保障給については、労働時間に応じ、固定的給与と併せて通常の賃金の6割以上を保障するよう定めること。」